

議長／おはようございます。

前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 89 号議案を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第 1 第 62 号議案 平成 24 年度武雄市一般会計決算認定についてから、日程第 3 第 64 号議案 平成 24 年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定についてまでの 3 議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく、一般会計決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。

末藤一般会計等決算審査特別委員長

末藤一般会計等決算審査特別委員長／おはようございます。

一般会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成 25 年 9 月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付託されました決算認定議案については、平成 25 年 11 月 5 日から 7 日までの、3 日間にわたり慎重に審査いたしました。

付託されました、

第 62 号議案 平成 24 年度 武雄市一般会計決算認定について

第 63 号議案 平成 24 年度 武雄市国民健康保険特別会計決算認定について

第 64 号議案 平成 24 年度 武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について

以上の 3 つの事件につきましては、慎重審査の結果、いずれも賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において各委員から執行部に対し意見が出され、次のとおり集約をいたしました。

第 1 に、審査の経緯を踏まえて、事業の内容については今後とも研究、検討を重ねられ、今後の予算編成に反映させられたい。

第 2．社会的な問題、課題等については、今以上に積極的に対策を講じられたい。

第 3．収納率の更なる向上に努められたい。

以上で報告を終わります。

議長／特別委員長に対する、一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

これより、討論採決を行います。

討論、および採決については、各議案ごとに行います。

最初に第 62 号議案、平成 24 年度武雄市一般会計決算認定についての討論を求めます。

25 番 平野議員。

平野議員／皆さん、おはようございます。

今委員長の報告がありました、62号議案、平成24年度武雄市一般会計決算認定に対する反対の立場からの討論をいたします。

平成24年度の歳出の中で、さらに、条例措置上の問題でも、最大の課題であったのは、武雄市の市立図書館をカルチャ・コンビニエンス・クラブ、すなわちCCCへ指定管理方式に移行する問題であったと考えます。図書館が本来役割をもって担っている生涯学習センターとしての役割、子どもの学びの場、高齢化が進む中での新たな役割が求められてるのは事実であります。

25年4月1日、リニューアルオープン以来、60万人の来館者や、昨年に比べて、380%、あるいは貸出率も、1.8倍という、数字を残してるわけですけども、来館者の興味、全国的な注目の中で、今、ことが進んでるわけであります。

来館者が44%は市外、こういった意味の広域化というのが、今後ありうる話ですが、こういう事態を進め行く中で、平成24年の決算を見ますと、10款5項社会養育費4目の図書館費に対し、当初予算は、1億2479万5000円でした。

これに去年のが加わり、約4億6883万9000円になっております。

最終的に、この図書館費は5億9488万円になっております。

支出額、5億8670万7223円。

不用額が、817万227円であります。

このなかで、従来と違って多くを占めるのが、指定管理者への2億8729万7584円の業務委託料であります。

さらに改修工事にともなう、こうじゅうきょうひ1億9015万5300円などであります。

このなかで、3種類の武雄市とCCCとの間、さらに富士通株式会社佐賀支店との間にかわされた、業務委託契約。これに伴う契約金を合わせると、総額2億3840万3351円。

契約と合わせて、業務仕様書が明記され、中には目的、整備内容、整備方針等が、具体化されているわけですけども、整備内容については、別途見積書明細にて確認するものとする、とあります。これは、新図書館空間創出業務の仕様書の内容でありますけれども、これに関する契約金は1億3965万円です。契約期間は平成24年11月19日のから契約日から、平成25年3月31日までの施行となってる。

この1億3965万円がどのように使われたのか、これをチェックするためには見積もり明書が必要だと。このことから、11月6日の、決算審査特別委員会でも、この資料の提供を申し出ました。結果として、提出されなかったわけです。

この議会の一般質問でも通告をし、質問するにあたって必要なものとして、同じ資料を要求いたしましたが、提出はされませんでした。

議会で明らかになったのは、その理由として、情報公開性に基づいて、開示請求がなされており、これに基づいて、情報協議会が開かれ、非開示がきまり、さらに継続、結論づけられている。このことが理由となっております。

新図書サービス環境整備業務契約は、それに伴う仕様書の整備内容についてもおうようであります。契約金額 4108 万 2752 円をかけた整備内容、端末貸出費用をはじめ、Tカード 図書館兼用カードの 5 万枚の印刷経費、さらに図書購入 1 万冊。これが整備内容として明記されてるが、蔵書購入は平成 24 年の図書館費の中の、備品購入ですすでに 1185 万 9436 円が支出されておるわけです。CCC との間でかわされた、4108 万 2752 円の整備費の中で、受託者が、1 万冊の蔵書を購入したとすれば、なおさらのこと金額を明記するべきではありませんか。それが詳細の中では白紙になっております。

平成 25 年の当初予算で、指定管理者への、1 億 1000 万の委託料で、本来ならばこれは図書購入として、新たに具体化される内容だと考えるものです。

以上指摘してきた、総額 2 億 3840 万 3351 円の委託料がどのように使われたのか、その正当性をチェックする資料が出されない。こういうなかで、とうてい認定できるものではありません。

武雄市の情報公開条例では、第 1 条総則で、「この条例は、地方自治の本旨に則り、公文書の開示を請求する市民の権利につき、定めることにより、市の保有する情報の、一層の公開を図り、もって市の諸活動を、市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と、信頼を高め、市政の市民参加を促進し、公正に開かれた市政を実現することを目的とする」そう、明確にされております。議会と議員への資料の提出と明確化は、議会の役割を高める上でも、欠かせないものだと、確信するものであります。

以上のことを指摘をし、平成 24 年度 武雄市一般会計の決算認定については、反対の意見といたします。以上です。

議長／6 番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／おはようございます。平成 24 年度 武雄市一般会計決算認定について、賛成の立場で、討論をさせていただきます。

24 年度一般会計につきましては、細部にわたって議論も交わされたところでございます。先ほど、反対者も、縷々、細部にわたって言われましたけども、ほかの委員からも、一部、改善指摘がありました。そういった中で、執行部におかれましては、懸命な努力と、細部にわたる配分の経過が、市民にとって、サービスの向上と、効率のよい、24 年度の決算結果と認め、特に、図書館においてはですね、非常に、市民の好感がいいということで、すばらしい決算ではなかったかと思っております。そういった中で、先ほど申しました、24 年度の決算結果等を認め、なんら不備はなく、賛成の立場で、議員各位の御賛同を、よろしくお願い致します。以上です。

議長／討論をとどめます。23 番 黒岩議員。

黒岩議員／ほかに、反対者がおられませんでしたので、賛成討論をしたいと思っておりますけれども。

ただいま、縷々ですね、数字的に詳しく、CCC に対する、アクション(?)じゃないですけどね、価値がないと言われますけれども。実際は佐賀市がですね、以前、武雄市みたいに、こうしてやろうという話がありましたよね。1年365日開いて、そして4時間延長する。同じ金でできるかと話をされたところ、佐賀市は、立ち消なんですね。しかも、時間を延長して、しかも、1億3000万ですか、安くなる。そういう苦勞を、CCC にしてもらってる。このこと忘れてたら、いかんと思うですね。だから、我々、賛成した。これ、堂々としていい。

もう一つは、この、CCC さんの、波及効果と言いますかね。ちょうど、牟田議員も質問されましたけれども、武雄市に、女子プロを持ってくる、ゴルフを持ってくる。これが、いかに大きなものかというのはですね、オリンピックを持ってくるようなもんなんですね。オリンピックを持ってくれば、自分たち、走りません。しかし、見ることによって、聞くことによって、心が高揚するんです。この高揚感、あるいはまた、武雄市の皆さん方の自信、これ、すばらしいものになると思うんですね。

だから、市長には、ぜひですね、この前、一般質問あがってたんですけども、例えば、これに恩を返すためにですね、クラウンの進呈するとか、優勝者にはですね。市長杯をつかって、そういつて参加していく。その原因をつくってくれたのは、紛れもなく、CCC です。増田さんですか、彼の付き合いによって、彼の力によっての、波及効果なんですね。

ぜひとも、我々、理解をしてもらいたいのは、森を見てほしい。人は木を見て、森を見るのか、森を見て、木を見るのかです。全体はどうなっているのか。武雄市は今、どのような状態になっているのか。

総合的に、自信と確信を持って、皆さん方が、今のこういう決裁に対して、執行部の苦勞に対して、積極的に応じていくという、立場をとっていただきたく、賛成討論をするものでございます。よろしくお願い致します。

議長／ほかに討論はありませんか。

討論をとどめます。

これより、第62号議案を採決いたします。

本案は起立により、採決を行います。本案に対する、特別委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、第62号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 63 号議案 平成 24 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について討論を求めます。

25 番 平野議員。

平野議員／63 号議案、平成 24 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定に、反対の立場から討論をいたします。

平成 24 年度、国民健康保険制度の条例改定がなされました。

40 歳子ども 2 人、念書徳 200 万円で、平均 5 万 4200 円の値上げが決まったわけでありませう。施行は 25 年 4 月 1 日以降ですから、25 年度決算に、どう反映されるかでありますけれども。平成 24 年度、市税等決算状況の資料、この中で、国民健康保険税の項を見ますと、今だ、世相を反映した、いわゆる滞納額、そういう数字が出て参ります。

前年度で見ますと、9856 万 8517 円。滞納繰越分で、2 億 5644 万 6704 円。合計しますと、3 億 5501 万 5229 円の収入未済額となっております。

この数字の持つ背景を見ると、今の生活、生活実態がこういう数字で表れる区分。

これを見ながら、本来どうあるべきなのか、それを言及せざるを得ない。

実際、滞納している人を見ると、24 年 1032 人。繰り越し分で見ると、3140 人のべで見ると、4172 人。

払えない状況もありますが、7 割、5 割、2 割りの軽減措置があつてなお、この現状です。

国民健康保険制度の赤字改修に向けての、毎年 5000 万を地域福祉基金から取り出して、一般会計から繰り出しがしました、このことは、是としても、国民健康保険制度の広域化、29 年を目標としているが、6 年間に 3 億のお金を投入したいという報告もなされます。しばらく黙ってきいてください。

一般会計の前年度繰越金から 1 億円を福祉基金に戻し、前年度から地域福祉金は 7 億 324 万 8000 円に増えています。基金の中身を見ると、基金運用は最も安全、有利な活用となっておりますが、こういう基金の使われ方は、納得いかない。

国保会計の健全化は、全国市議会議長会の、今年度総会でも提案された。

国の補助金を引き上げ、国保会計の安定化を求めているが、国の補助率を元に戻すが第一の課題。当初あつた、医療費 45%を国は給付費、そのうち 7 割の 50%にしたことで、国保加入者の負担、国保税値上げ、これを促進してきた。

国保会計の健全化は、全国市議会議長会の今年度総会でもだされた。国の補助率を引き上げ、国保会計の安定化を求めているが、国の補助率を元に戻す、これが第一の課題。当初あつた、医療費 45%を国は給付費、そのうち 7 割の 50%にしたことで、国保加入者の負担、国保税値上げ、これを促進してきた。

議長／静かに。

江原議員／いわばここに最大の理由がある。さらに県独自の自治体の助成、なかなか佐賀県は県から市町村国保会計の助成が低い。以前にも指摘をしたとおり。基金の活用、加入者の負担を軽減する、これが求められてるわけですが、こういった、国民会計の地方自治体だけでこれをしていくのは、かなり無理がある。全国議長会でも、国の補助率を元にもどせと、45%になってほしいと、議案がだされてるわけです。こういった本来の国の基準を元にもどすこと、県の助成を増やす。一般会計からの繰り入れも、必要でしょう。国保会計の健全化にむけて、国や県に、特に市の立場を明確にし、発言するのが大事じゃないかと、このことを指摘して、反対の意見といたします。以上です。

議長／6番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／平成24年度、武雄市国民健康保険特別会計予算認定について、賛成の立場で討論します。今後の課題を含め、国保会計のありかたなど、将来の方向性は、おおいに今後われわれも議論すべきところですが、本件は武雄市の国保会計の決算認定です。

国保会計の内容自体には、なんら不備はなく、努力などもみられることから、議員各位の賛同をよろしく申し上げ、賛成の立場での意見とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長／他に、討論ございませんか。討論をとどめます。

本案は、起立により採決を行います。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、第63号議案は、特別委員長の報告のとおり、認定することに決しました。

次に、第64号議案 平成24年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

25番 平野議員

平野議員／64号議案、平成24年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算については、反対の立場から討論です。75歳以上の高齢者を扶養から外し、年金から天引きする特別徴収制度です。特別徴収保険料は決算を見ますと、2億7118万7200円となっている。普通徴収の保険料は、1億7220万975円であります。これだけだと、医療費がたりないということから、国保会計から、後期高齢者支援金6億5224万7426円が負担金として、計上され運営されてきている。

この制度が始まることから、75歳以上をひとくくりにする事自体、医療費のさらなる抑

制につながる。医療差別が生じる心配があります。一度は、参議院でこれが廃止決議をされ…。

議長／静かに。

野次に応酬しないように。

平野議員／一度参議院で進めたのは、民主党政権が変わるときに…。冷静にききなさい。民主党もマニュアルに、これ廃止するというのを、明記して、政権交代したわけですが、結果的には、約束を保護にすると、こういった状態の中で、政党が引き続き進められてきた。

24年決算見ますと、24年度だけの滞納みると、2234万3043円。本当に厳しい生活実態が数字の背景に見られますが。滞納繰り越しは9867万993円にふくれている。年金の引き下げも加わり、払えない世帯ものべ370人。その制度を廃止する上はない。議会でも一貫して要求しているわけです。せめて、国がその責任を担う。そのことをもっと、声をあげるべき。以上のことを指摘し反対の意見とします。以上です。

議長／ほかに、討論ございませんか。

23番 黒岩議員

黒岩議員／だれも賛成討論はないということでしたので。賛成いたしますけど、ここは、ご承知の通り、武雄市議会なんですね。黒岩家と松尾家では会計は違うわけです。松尾家は収入が大きくて、黒岩家は小さい。家内はお互い1人なんですね、奥さん1人、うちの家内は貧乏だからいいですよ、***されんと、最近は。言わずに、そこは工夫して、私にも飯を食わせませう。松尾議員も一緒でしょ。だから、もっと増えるように、同じ会社であれば、増やすことをいうかもしれませんが、その会計でやらなければ、パンクするわけです。

確かに、先ほどの国民健康保険も一緒です。地方はしわ寄せ食ってる。大変なもんだと。払いたくても、払えないじゃなくて、私は払っても、払いたくない対象なんですね。なんで金を払わないといけないか。しかし制度なんです。

分ける前には、私賛成なんです、ただ、それに対して、国がちゃんと補填をしていない。これがかけている。65歳になったら、高齢者になったら、誰が***。だから政府は、別立て案にして、別立ての組織にして、そこに金をいっぱい、これまで働いたからと入れてる。無料じゃないですけど、そうすれば、反省できる。悪いのは私国だと思うんです。

議長／他に、討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 64 号議案を採決いたします。本案は、起立により採決を行います。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。起立多数であります。よって、第 64 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第 4 第 60 号議案 平成 24 年度武雄市水道事業会計決算認定についてから、日程第 12 第 71 号議案 平成 24 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの、9 議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく、特別委員会等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。

山口裕子特別会計等決算審査特別委員長

山口裕子特別会計等決算審査特別委員長／おはようございます。特別会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成 25 年 9 月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました決算認定議案については、平成 25 年 11 月 12 日から 14 日までの 3 日間にわたり慎重に審査いたしました。付託されました このつの決算認定議案の、第 60 号議案 平成 24 年度武雄市水道事業会計決算認定について。第 65 号議案 平成 24 年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について。第 66 号議案 平成 24 年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について。第 67 号議案 平成 24 年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計決算認定について。第 68 号議案 平成 24 年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について。第 69 号議案 平成 24 年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について。第 70 号議案 平成 24 年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について。第 71 号議案 平成 24 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について。

以上の 8 つの事件につきましては、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に第 61 号議案 平成 24 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について。つきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべき ものと決定いたしました。なお、審査の過程において 各委員から執行部に対し意見が出され、集約しましたのでご報告いたします。全体的なものとして、事業の推進にあたっては、財政的、長期的な展望に基づいて計画的に行うよう努められたい。

そして、個別には第 60 号議案 水道事業会計については、必要水量に基づき、水資源の効率化を図り、合わせて老朽管については計画的な改修に努められたい。第 61 号議案 工業用水道事業会計については、販路拡大に努められたい。第 65 号議案 農業集落排水事業。第 66 号議案 公共下水道事業。第 67 号議案 戸別浄化槽事業特別会計については、接続

率の向上に努められたい。第 68 号議案 土地区画整理事業特別会計については、計画に基づき、着実な事業の推進に努められたい。第 69 号議案 競輪事業特別会計については、売上げ増 並びに収益確保に 努められたい。第 70 号議案 給湯事業特別会計については、販路拡大に 努められたい。第 71 号議案 新工業団地整備事業特別会計については、企業誘致の推進については、更に努められたい。などの、意見が出ました。以上で報告を終わります。

議長／特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。討論及び採決については各議案ごとに行います。最初に、第 60 号議案 平成 24 年度武雄市水道事業会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 60 号議案を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、第 60 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 61 号議案 平成 24 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について討論を求めます。

26 番 江原議員

江原議員／ただいま、議題となりました第 61 号議案 平成 24 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定に反対の討論を申し上げます。収益的、収支については、一般会計補助金を含め、収入 6514 万 1443 円に対して、支出が 3768 万 7991 円となり、収支差し引き、2745 万 3452 の純利益となっています。資本的収入については、収入はなく、支出が企業債償還金、3902 万 9082 円で、資本的収入額が資本的支出額に不作する分については、減殺積立金で説明文に書かれ、この決算であります。

今後この工業用水事業会計については議論されてましたが、以前議論されていましたが、5400 万円は見直すべきだと、反対討論にかえるものであります。

議長／3 番 上田議員

上田議員／おはようございます。第 61 号議案 平成 24 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど、反対討論がありましたけど。私は、需要と供給のバランスだと思うわけです。今

回、工業用水道建設積立金からの補てんということですが、需要がまだ供給のところまで届いていないというところで、決算審査、委員長から報告の意見書を見てもらえればわかると思いますが、工業用水事業については、販路拡大に努めたいのは、全会一致なんですね。

この工業用水を売ろうと頑張っている執行部にあらわれて、今回も、新産業集積エリアをつくるときも、おそらく反対されていたんじゃないかという気がしております。

工業用水(?)を売るためには販路を拡大しないとイケない、拡大するためには、工業団地を作って相手先を作ると。

それも反対して、今度需要が終わってない部分を見たときに、補てんするとだめ、ではどうするのか。

そこが理解できなくて、そこをできれば言ってほしいと私の感覚があります。

以上をもちまして、賛成討論とします。

ご賛同よろしく申し上げます。

議長／ほかに討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 61 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、第 61 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 65 号議案 平成 24 年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 65 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、第 65 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 66 号議案 平成 24 年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 66 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、第 66 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 67 号議案 平成 24 年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 67 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、第 67 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 68 号議案 平成 24 年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論をとどめます。

これより第 68 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

> 異議なし

議長／ご異議なしと認めます。

よって、第 68 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 69 号議案 平成 24 年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 69 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

> 異議なし

議長／ご異議なしと認めます。

よって、第 69 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 70 号議案 平成 24 年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論をとどめます。

これより第 70 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

> 異議なし

議長／ご異議なしと認めます。

よって、第 70 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 71 号議案 平成 24 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 71 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

> 異議なし

議長／ご異議なしと認めます。

よって、第 71 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第 13、請願第 1 号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願を議題といたします。

先の 9 月定例会におきまして、継続審査に付されておりました請願第 1 号について、審査終了の報告があつておりますので、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長。

松尾陽輔福祉文教常任委員長／当委員会において、平成 25 年 9 月定例会に継続審査の申し出をしておりました請願第 1 号 教育予算の拡充を求める意見書採択に関する請願について審査の内容と結果を報告致します。

この請願は、少人数学級の推進と義務教育費の国負担割合について毎年出ているものですが、請願趣旨に検討を要する内容があったため、継続して審査を行いました。

請願趣旨の中には、OECD 諸国と比較した学級数や現在の社会状況での課題、国庫負担の割合等が記載されております。

その中に、教職員の雇用の件と思える表現等があり、このことについての審査を行いました。

意見としては、雇用・就業の拡大は、こどものためのことではなく、教職員のことではないのかとの意見があり、昨年もこの件について議論を行ったが、それが反映されていないという意見がありました。

また、願意や部分採択のことも出ましたが、提出された請願では少人数学級の人数が 30 人、意見書案では 35 人というように、内容にも一部、相違があり、どちらが願意なのか明確ではないという意見がでたところであります。

委員会としては、慎重審査の結果、賛成少数で不採択と決定をいたしました。

なお、教育予算の拡充、少人数拡充については、今回の請願すべてを否定するのではなく、当委員会で見解を提出することで一致をいたしました。

以上報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑をとどめます。

これより請願第 1 号に対する討論を求めます。

25 番 平野議員

平野議員／ただいま委員長の報告しました、請願 1 号の教育予算の拡充をもとめる意見書の採択に関する誓願、不採択になりましたが、これは不採択に反対の立場から討論します。

委員長が報告したように、請願全体の意志に反対するものではない。

請願者の願意、あるいは趣旨を最大限尊重することが、請願権に対する、配慮だとも思うんですが、審議の中で意見書案、これを採択してほしいという請願書で、この意見書案も添付されてありますが、請願したのが、今委員長の報告にあった、例えば、請願書の中にある人材育成、雇用、就労の拡大につなげる必要があるという文言や、請願の中にある 30 人以下学級という問題と、30 人以下学級にする問題や、意見書案にある、今後、全学年における 35 人以下学級と、全体としては、少人数に賛成する。

これを、進めていくべきだと。

そのためには、国の制度も前向きに改善する必要があるが、そういった、請願者の願意を尊重するのであれば、請願項目にある一項目目にあるのは、少人数学級を推進、OECD 諸請願項目には 30 人以下と、明記されてありますし、2つ目の、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるために、義務教育費、国庫負担制度の割合を2分の1に復元するというのが、請願の項目であります。

請願全体の願意を尊重というのであれば、趣旨採択や、項目ごとに採択するという方法もあるわけですが、全体としては、請願全体が不採択という委員長報告でしたので、これに対して、反対の意見とします。以上です。

議長／3番 上田議員

上田議員／請願第1教育予算の拡充を求める意見書の採択に関して、不採択に対する、賛成討論とういことを、させていただきます。

先ほど、反対討論者からも、いろいろ説明があったかと思いますが、今回、この請願に関しては、願意に対しては、中身は皆さんが望んでることであるので十分に尊重している。ただし今回意見書の採択ということの請願になっておりますが、意見書の中身が、30、35とどっちが願意なのか。請願の中身についても、いろいろ矛盾があります。

現在、武雄市小中学校がおよそ半数のクラスが30人を越える。全体の4分の1程度が35人を越えるクラスとなっている。30人を求めるのもわかりますし、35人をまず実現してからという意見もある。

今回請願の意見書不採択については、請願者と、紹介議員である上野議員の了解いただき願意をくんで、意見書を福祉文教委員会に提出しますと了承いただいているので、何ら反対する、不採択を反対するものではないと思っています。皆さんのご賛同、よろしく願いします。

議長／23番 黒岩議員

黒岩議員／どうなのかなと考えましたが、非常にわかりづらい採択がなされていると思う。その中に請願者と、しょかい議員を呼んで了解を受けたということですが、これは間違いでして、議会に出ている立場で、議会審議をすべき。願意が妥当なら採択です。不採択の理由の1つのよりどころが、具体的すぎるとか、あるいは、しょかい議員を話したとか、こういうところを有すれば紹介議員のなり手が無いという議会の自殺行為になりかねない。そういうことから、委員長が不採択にした理由には、賛成できかねん。

議長／討論ございませんか。討論をとどめます。

これより請願第1号を採決いたします。

本件は、起立により採決を行います。

福祉常任委員長の報告は不採択であります。よって、福祉文教常任委員長の報告についての採決ではなく、請願書原案についての採決になります。

請願第1号

教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第14 第73号議案 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴う武雄市条例の整備に関する条例を議題といたします。

第73号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

7番 宮本議員

宮本議員／この条例は、消費税に対する価格の対応かと思いますが、それにその際ということですか、瓶のほうがこの2ページですが、第10条で瓶の30リットルがあまりに重すぎて効率が悪い。今度、15リットル10円に引き上げる。私が思うに、袋を半分にしたからと、製造コストが半分にならない。6円ぐらいは、袋の製造コスト。消費税の販売コスト、流通コストもありますか。それとも、1円何十銭しか入ってこんよようになって。瓶が一番手間がかかる、色分け、汚れている…。本当に汚れているのは、ゴミに持っていくでしょうか。ふた外したり洗ったり、瓶がコストがかかる。単純に下げて、1円そこらの費用が役立つというのは、あまり、かえって前よりも作業に回る費用が減ってしまうような気がします、お聞きします。

議長／森まちづくり部長

森まちづくり部長／今回、30リットルの瓶の袋が重すぎるということで、お年寄りからの要望が特に強かったということで、半分の15リットルの袋を作って、1枚10円として今回、お願いしているところです。コスト面を言われるともっと高くせんとならんとなりますが、今回、10円でお願ひしてるところです。

議長／23番 黒岩議員

黒岩議員／袋の大きさ半分ですかね。部長から、重さが出ましたが、厳密に重さをちゃんとと言わなきゃいけないと思います。なぜ、瓶が小さくなったか、それによって、排出する人、出す人も考えると思う。

大きい袋にオロナミンですか、いっぱい入れてガムテープで止めた場合、何キロになるか、袋が破れるんですね。持って行かれんから、どうにか出されている。現場に運んで入れてふたをすると。次に持って行けないんですね。そういうことをしてなければ、袋をしなれば、経費削減みたい。それがないんだと。重さで苦勞するし、現場で働いている人が大変だと。言うべきだと思いますが、そこはどうですか。

議長／森まちづくり部長

森まちづくり部長／黒岩議員からの指摘のとおり、自宅から集積所に持って行くのにも重たいし。処理をするときにも重たくなって、先ほどあったように破れたり、途中で割れたりもありますので、今回小さくして、運びやすくした。啓蒙(?)については、広報と通じながらしっかりやっていきたい。

議長／質疑ございませんか。

質疑をとどめます。本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 15 第 74 号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

第 74 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

質疑をとどめます。本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 16 第 75 号議案 武雄市屋外広告物手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

第 75 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

7 番 宮本議員

宮本議員／75 号議案の、屋外広告物手数料条例ですが、これは、県から法律、権限が移管されて、独自にとるということで、これができたときも、担当者と、議論をしていたんです。

そして結局、小さい張り紙が 0.5 平方メートル未満というのがあって、ちっちゃいやつをとれますかということはずっと言ってた。そんなの調べて、費用がかかって、本当に平等に張ってる張り紙を、ポスターとかも、全部とれますかと。それで最後の、こういろいろあったら、それはぴしゃっととってくださいと、それならいいですよと、話をわかりとったわけです。

今回、ちょっとまた、料金がちょっと下がるわけですが、一番は、広告と表示ですね。例えば、〇〇会社っていう、表札をたてておくと。それは自分の会社を示すための表示、というふうにとられているけど、それは広告なのかと。そんなこと、それが1点。

ポスターとか表示されてる、期日というか、固定資産税だったら、1月1日現在とか、ポスターは期間と、1日、1年つけているやつ、どうなっているのかなという疑問ですね。本当に、今ポスターつけている人全部に請求して、全部が払っているのかなという疑問ですね。見つけたところからとか、申告したところからだけ、いただくようなかっこうになっているんじゃないかなということ。

それと、ひとつは、一番小さいやつ。5円ですかね、5円を請求するのに、それを、郵送や葉書でも50円とかする、銀行振り込みでも、5円を振り込むのは難しいし、そのへんについてどうなってる。

議長／森まちづくり部長

森まちづくり部長／今回の、条例につきましては、屋外広告物手数料条例の一部を改正する条例ということで、県の、条例の改正にもなって一部改正するものでして、細部にわたっては、私も今回、細部の改正はしていませんので、とにかく安くなるということで、今回予定してるところで。手数料、市が指定するものは、設置するときは…。今までは、集めてということでしたが、手数料を、増収することが不相当とみとめるときは、減免の***をかかえてるところです。

議長／質疑ございませんか。

質疑をとどめます。本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第17第76号議案 武雄市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。第76号議案に対する質疑を開始いたします。

12番 吉川議員

吉川議員／医療費の助成については、ありがたいと思います。

この中で、今回償還払いということになっています。現物給付が役所としても、利用する皆さんからしても、現物給付がいいと思うんですが、そこは財源が伴う部分ですので、その現物給付と償還払いをしたとき、どれくらい差額が出るのか、市の持ちだしが、どれくらい多くなるのか、現物給付にした場合ですね。わかれば教えてください。

議長／蒲原こども部長

蒲原こども部長／今までの、就学前の乳幼児の、実績からいきますと、2割程度違ってきてたと記憶してます。全体の額については、ちょっと資料ございません。

議長／質疑ございませんか。

質疑をとどめます。本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。日程第18第77号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

質疑をとどめます。本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第19第78号議案 武雄市自転車競走実施条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。第78号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

質疑をとどめます。本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第20第79号議案 山内中学校管理・教室棟改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。第79号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

質疑をとどめます。本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第21第80号議案 市道路線の変更についてを議題といたします。第80号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

質疑をとどめます。本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第22第81号議案 平成25年度武雄市一般会計補正予算（第7回）を議題といたします。第81号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

質疑をとどめます。本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第23第82号議案 平成25年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。第82号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

質疑をとどめます。本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第24第83号議案 平成25年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。第83号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

質疑をとどめます。本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第25第84号議案 平成25年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。第84号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

質疑をとどめます。本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第26第85号議案 平成25年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

第85号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 27 第 86 号議案 平成 25 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 86 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 28 第 87 号議案 平成 25 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 87 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。本案は、産業経済委員会に付託をいたします。

日程第 29 第 88 号議案 平成 25 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 88 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 30 第 89 号議案 平成 25 年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。提出者からの補足説明を求めます。

筒井上下水道部長

筒井上下水道部長／おはようございます。

89 号議案、平成 25 年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 回）についての補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、戸別浄化槽の設置申請の増加にともないまして工事請負費の増額をお願いするものでございます。予算書 2 ページ及び 3 ページの第 1 表は、歳入歳出予算、それぞれ 1996 万 6000 円を増額し、歳入歳出それぞれ 2 億 5910 万 5000 円と定めるものでございます。

次に予算書 4 ページの第 2 表、地方債の補正でございますが、事業費の増額に伴い、地方債の限度額を増額する者でございます。それでは内容につきまして、予算説明書、4 ページ歳出から説明いたします。

1 款 1 項 3 目、事業費の 15 節、工事請負費は先に申しました戸別浄化槽設置申請が例年を上回る状況であるため工事請負費 2000 万円の増額をお願いしています。3 款 1 項 1 目予備費は、事業費の調整のため減額をしています。続いて予算説明書、3 ページの歳入でございますが、2 款 1 項 1 目、分担金は浄化槽設置基準の増による増額補正をいたしておりまして、3 款 1 項 1 目、浄化槽整備事業国庫補助金。7 款 1 項 1 目、戸別浄化槽整備事業者への増額をお願いいたしているところで。以上で補足説明をおわります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長／第 89 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

7 番 宮本議員

宮本議員／消費税も使えちゃうことで、増えてるのかと思いますけど、それはそれでうれしい悲鳴として良いと思うんですけども。2000 万がですよ、浄化槽のほうは、企業も 50 人槽ですかね、大きめの付けて良いと。結構件数を自分で考えてるより大口が入ってくると、お金が結構取られると。そしたら消費税前に付けたい人が足らなくなるのかなと、思うんですけどもこのへんの見込みはどういうふうにして、してあるんですかね。

議長／筒井上下水道部長

筒井上下水道部長／議員、質問のとおり、今回補正をお願いしてるのは、大型の分が、予算、12 月補正の予算編成後に生じまして、出てきたのをお願いをいたしているところです。今回 2000 万については、平均的な 7 人槽で計算を、7 人槽 20 基ということでお願いしているところでございます。

議長／他に質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 31 報告第 15 号 専決処分の報告についてを議題といたします。報告第 15 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

報告第 15 号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 32 報告第 16 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 16 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

報告第 16 号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 33 報告第 17 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 17 号に対する質疑を開始いたします。

質疑をとどめます。

報告第 17 号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 34 報告第 18 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 18 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

報告第 18 号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。